

医療法人部会の審議状況について

区分	第 103 回	第 104 回	第 105 回
日時	平成 23 年 6 月 8 日 (水) 午後 3 時から午後 4 時 10 分まで	平成 23 年 8 月 31 日 (水) 午後 3 時から午後 4 時 50 分まで	平成 23 年 11 月 30 日 (水) 午後 3 時から午後 4 時 10 分まで
場所	愛知県西庁舎 健康福祉部共用会議室	愛知県西庁舎 健康福祉部共用会議室	愛知県西庁舎 健康福祉部共用会議室
出席者	委員 5 名 (委員総数 5 名)	委員 5 名 (委員総数 5 名)	委員 5 名 (委員総数 5 名)
議 題	<p>医療法人の設立について</p> <p>【申請件数 11 件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院を開設するもの 1 件 ・診療所を開設するもの 医科 9 件・歯科 1 件 <p>【審議結果】</p> <p>諮問された事案については、いずれも認可相当とされた。</p>	<p>医療法人の設立について</p> <p>【申請件数 13 件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所を開設するもの 医科 10 件・歯科 3 件 <p>【審議結果】</p> <p>諮問された事案については、いずれも認可相当とされた。</p>	<p>医療法人の設立について</p> <p>【申請件数 9 件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所を開設するもの 医科 8 件・歯科 1 件 <p>【審議結果】</p> <p>諮問された事案については、いずれも認可相当とされた。</p> <p>社会医療法人の認定について</p> <p>【審議件数 1 件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療、災害医療及び小児救急医療を担う医療機関を運営するもの <p>【審議結果】</p> <p>諮問された事案については、いずれも認定相当とされた。</p>
報 告 項	医療法人数等現況について	医療法人数等現況について	医療法人数等現況について

医療法人数一覧（平成23年11月30日現在）

年度	区分	病院・医科			歯科			計				
		社 団		財団	社 団		財団	社 団			財団	総計
		経過措置型	基金拠出型		経過措置型	基金拠出型		経過措置型	基金拠出型	社団小計		
20	設立	0	15	0	0	1	0	0	16	16	0	16
	解散	8	0	0	0	0	0	8	0	8	0	8
	転入	4	0	0	0	0	0	4	0	4	0	4
	法人計	1,418	27	9	280	2	0	1,698	29	1,727	9	1,736
21	設立	0	25	0	0	6	0	0	31	31	0	31
	解散	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	転入	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	法人計	1,418	52	9	280	8	0	1,698	60	1,758	9	1,767
22	設立	0	44	0	0	16	0	0	60	60	0	60
	解散	9	0	0	1	0	0	10	0	10	0	10
	転入	1	0	0	1	0	0	2	0	2	0	2
	転出	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	法人計	1,409	96	9	280	24	0	1,689	120	1,809	9	1,818
23	設立	0	20	0	0	4	0	0	24	24	0	24
	解散	7	0	0	0	0	0	7	0	7	0	7
	転入	2	0	0	1	0	0	3	0	3	0	3
	転出	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1
法人現計		1,404	116	9	280	28	0	1,684	144	1,828	9	1,837

区分	病院・医科			歯科			計				
	社 団		財団	社 団		財団	社 団			財団	総計
	経過措置型	基金拠出型		経過措置型	基金拠出型		経過措置型	基金拠出型	社団小計		
特定医療法人 (再掲)	14	0	2	0	0	0	14	0	14	2	16
特別医療法人 (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会医療法人 (再掲)	3	0	3	0	0	0	3	0	3	3	6

「解散」は、合併認可及び破産手続開始通知書によるものを含む。

国にない、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律施行(平成19年4月1日)以降、新規に設立された法人は「基金拠出型」に、経過措置として存続が認められた既存の出資型法人は「経過措置型」として、それぞれ整理した。